

組合員総がかりで組織拡大をすすめよう

20万医労連の建設をめざして

第9次組織拡大・強化3カ年計画(3カ年計画)の目標を達成しよう！

日本医労連は8年連続で組合員を増やし続け、組合員数は17万5,611人(2016年5月現在)です。結成60周年を迎える今年度中に、過去最高の組合員数(17万6772人)の更新と2016年度の目標「18万人」を一人ひとりの組合員の力で達成しましょう。

3カ年計画の目標	
2016年度	18万人
2017年度	19万人
2018年度	20万人

目標達成のために、すべての単組・支部で取り組もう

組織拡大を日常的な活動に位置づけよう！

- すべての単組・支部で組織拡大を重点課題に据えよう。
- 拡大目標・対象(者)を明確にし、組合員一人ひとりが推進者になろう。
- 毎月、一人でも新しい仲間を増やす事(毎月拡大)を運動にしよう。

介護・非正規労働者の組織化をすべての単組・支部で取り組もう！

- 介護労働者・非正規労働者に加入を呼びかけよう。
- 未組織となっている介護施設の組織化をめざそう。
- 介護・非正規労働者の春闘要求を汲み上げ、組織化につなげよう。

新人の100%加入をめざそう！

- 新人加入100%マニュアルを活用して、新歓の準備をすすめよう。
- 新人加入100%の実践で、1万人の新人加入をめざそう。

	年間加入者数	新人加入者数	割合
2013年度	12,594人	7,846人	62.3%
2014年度	10,139人	8,165人	80.5%
2015年度	12,296人	8,793人	71.5%

※年間加入者数の6~8割を新人加入者数が占めています。

退職(年間約1万人)による組合員減をなくそう！

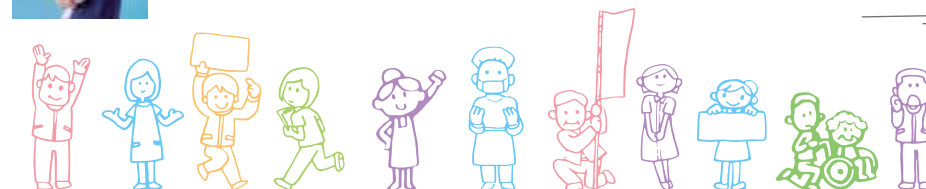
- 退職者(定年退職含む)に個人加盟ユニオンへの加入をすすめよう。
- 個人加盟ユニオンに加入すれば、退職しても医労連共済の加入を継続できます。医労連共済の加入者を広げよう。



医労連

2017
春闘

どうしても賃上げ！
なくすぞ 長時間労働
不払い残業



ともに闘う仲間をふやそう！

医労連共済拡大キャンペーン!!

つながる
たすけあう
ひろがる

拡大キャンペーンを
活用して、「助け合い」を
広げよう



※火災共済も特別キャンペーン実施中です。

(詳しくは医労連共済フリーダイヤル 0120-160-931 までお問い合わせください)

拡大キャンペーンその①

説明会で複数以上の加入者があった場合

2万円分のクオカード進呈

条件: 組合員本人で新規のセット共済、火災共済が対象
組織一律・単独・家族は対象外

拡大キャンペーンその②

火災共済の「満口加入」

1000円分のクオカード進呈

条件: 加入条件の建物、家財それぞれに上限口数加入

拡大キャンペーンその③

拡大月間中に学習会を開催した単組・支部 ▶ 助成金

条件:

- 拡大月間期間(2017年3月~5月)
- 30分以上の学習時間を確保すること
- 学習会参加者に一人500円(組合未加入者も対象)
- 申請は月間ごとに1単組・支部、1会議分のみ
- 申請は全国組合・県医労連が行い、助成金は全国組合・県医労連へ支給

拡大キャンペーンその④

自動車共済見積もりキャンペーン

新規・他社からの切り替えの為のお見積もり1台につき

500円分のクオカード進呈！ さらに 自動車共済加入で

1,000円分のクオカード進呈！

医労連共済を
大きく
広げよう

ホームページ <http://www.iro-kyosai.jp/>

日本医療労働組合連合会 (日本医労連)

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 TEL:03-3875-5871 FAX:03-3875-6270
<http://www.irouren.or.jp> e-mail:n-ask@irouren.or.jp

日本医労連17春闘日程

- 2月2-3日 看護要求実現全国交流集会
- 2月12-13日 介護要求実現全国交流集会
- 2月末日 春闘要求提出期限
- 3月7-8日 日本医労連春闘中央行動
- 3月15日 回答指定日
- 3月16日 ストライキを含む全国統一行動



賃上げ・処遇改善は「安全安心の医療・介護」に直結 ベースアップでくらしも景気も改善を



産別結集で大幅賃上げを実現しよう

日本医労連の産別統一要求（①賃上げ額、②初任給・ポイント賃金基準、③企業内最低賃金協定）に団結し、粘り強い運動で、大幅賃上げを実現しましょう。

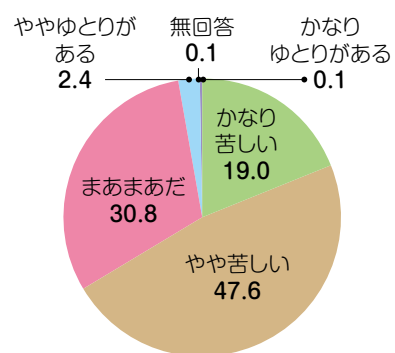
賃金とは？

賃金の本質は「人間らしい生活ができる生活費」（労働力の価値）で、これが賃金決定の基礎となります。

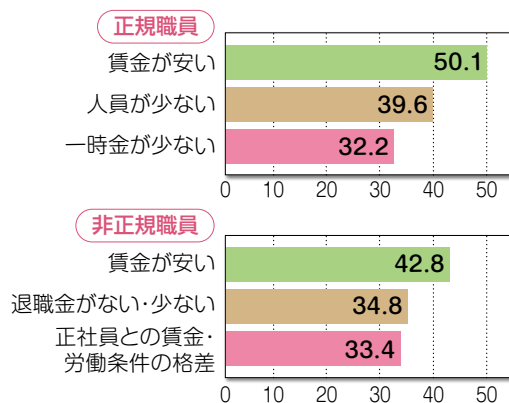
大幅賃上げの要求は切実！

17春闘アンケート（12月21日集計）では、生活実感について、かなり苦しいが19%、やや苦しいが47.6%と約7割の人が「生活が苦しい」と感じています。また生活実感からの賃金不足額は、5万円が30.9%と最多で、平均しても39,478円と約40,000円にもなります。「職場の不満」の第1位は正規・非正規ともに「賃金が安い」。この結果から見ても大幅賃上げは、切実な要求です。

「生活が苦しい」7割



職場の不満トップ3



大企業は大儲け

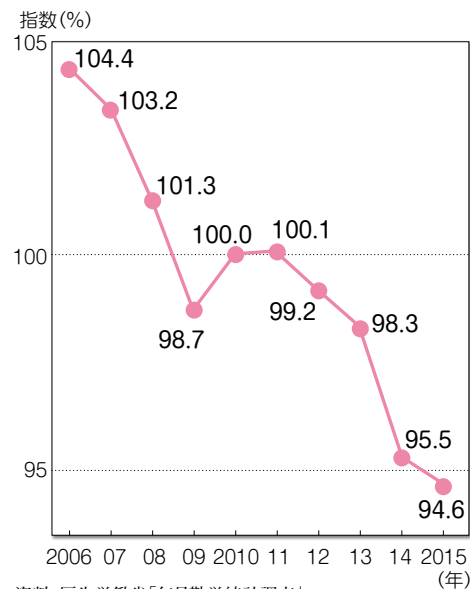
働く者の実質賃金は

5年連続マイナス

大企業の内部留保が300兆円を突破、過去最高を更新しました（1997年142兆円→2015年313兆円）。一方、労働者の実質賃金は低迷が続いています。消費税8%による年間5万7千円もの増税（年収300万円の世帯。みずほ総合研究所）や、厚生年金保険料の毎年5,000円の値上げ（年収300万円）など、積み重なる負担は生活に重くのしかかっています。労働者の賃金が減り続けているのは先進諸国では日本だけです。生活改善と景気の「好循環」には、賃金引上げがどうしても必要です。

低下する実質賃金

規模5人以上、産業計、現金給与総額（実質賃金指数 2010年=100）



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

社会的役割にふさわしい

賃金の実現を

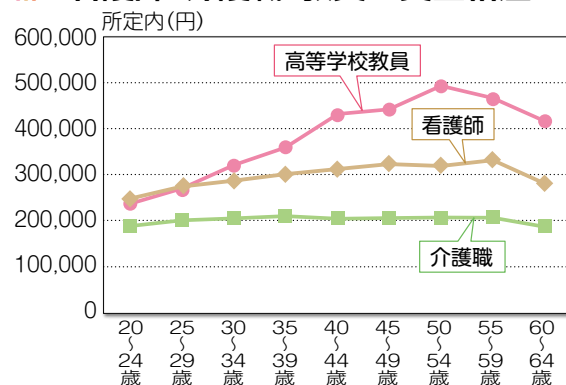
看護師や介護職の月額賃金を同じ専門職である高校教員と同年齢（35歳～39歳）で比較すると、看護師で59,600円、介護職で148,900円も低くなっています。

また、社会的役割にふさわしい賃金を実現するためには、他産業との格差を埋めると同時に、高校教員と比べ、賃金カーブがほとんど上がらない“寝たきり賃金”も改善していかなくてはなりません。

ライフステージ毎に保障されるべき賃金（ポイント賃金）を設定し、しっかり要求していきましょう。

※賃金カーブ：年代ごとの賃金をグラフ化したときに描かれる曲線

看護師・介護職・教員の賃金格差



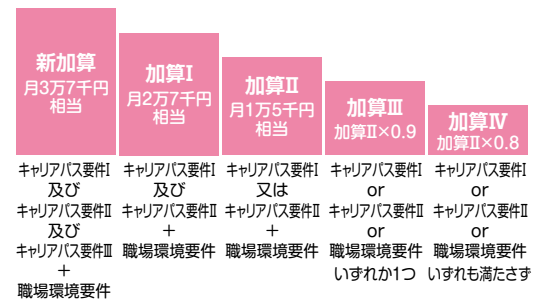
運動でかちとった

介護職員処遇改善加算の拡充！

厚労省は、介護職員の賃金を月額平均1万円程度引き上げるため、2017年4月から「処遇改善加算」を拡充する方針です。具体的にはこれまでの要件に昇給制度の創設を加え、加算率の高い新たな区分を設けるもの。内容は不十分なものですが、この間の医労連をはじめとする介護処遇改善運動の成果です。積極的に活用し、介護職員の賃金引上げをかちとりましょう。

処遇改善加算の拡充後のイメージ

（厚労省の資料を踏襲して作成）

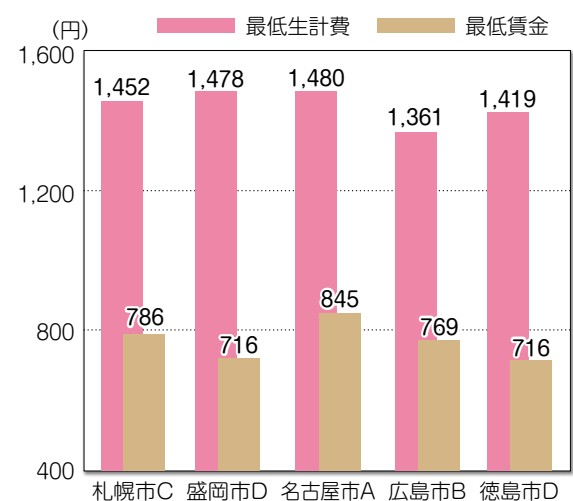


8時間働けば「まともに暮らせる」

最低賃金を

2016年の地域最賃は約3%（21～25円）引き上げられました。しかし加重平均でもいまだ時給800円台です。これではまともに生活できません。全労連が実施した最低生計費調査でも、「どこで暮らしても最低1,500円は必要」との結果です。年収200万円以下の労働者が労働者全体の4分の1を占めています。生活できる賃金を確保し、地域間格差をなくすため、最低賃金改善のたたかいを強めましょう。

最低生計費試算と最低賃金



※最低生計費は月155時間労働として算出
資料：全労連作成

長時間労働是正、

不払い労働の一掃を

電通での新人社員の過労自死が大問題になっています。医療・介護職場も、KKR病院の新卒看護師の過労自死、新潟の女性研修医の過労自死など他人ごとではありません。精神障害の労災の請求・認定で「医療・福祉」業が上位を占めています（厚生労働省2016年「過労死等の労災補償状況」）。16時間を超える2交替制が広がる中、長時間労働の是正は医療・介護労働者にとって待ったなしの課題です。

医労連は、退勤時間調査や残業時間の申請運動を行って、長時間労働を是正し不払い労働を一掃するとりくみをすすめています。また職員の増員をもとめて政府や国会議員に要請行動も行っています。

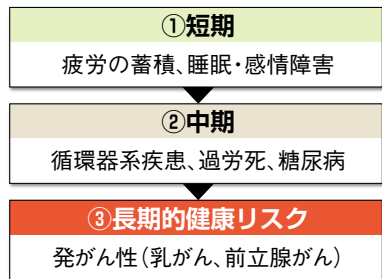


いい看護・介護がしたいから 夜勤交替制労働の改善、大幅増員を



夜勤は「有害業務」、保護と規制が必要

2016年度の夜勤実態調査では、「2交替」病棟の割合が過去最高の38.4%になりました。内5割を超える職場が、16時間以上の長時間夜勤となっています。医療・介護では24時間のサービスが必須ですが、生体リズムに反した夜勤・長時間労働が、心身に与える有害性は科学的にも明らかになっています。諸外国では、ILO条約やEU労働時間指令などに基づいた規制が行われていますが、日本においても、保護と規制が必要です。



新署名、看護・介護労働黒書を活用し、現場の改善を進めます

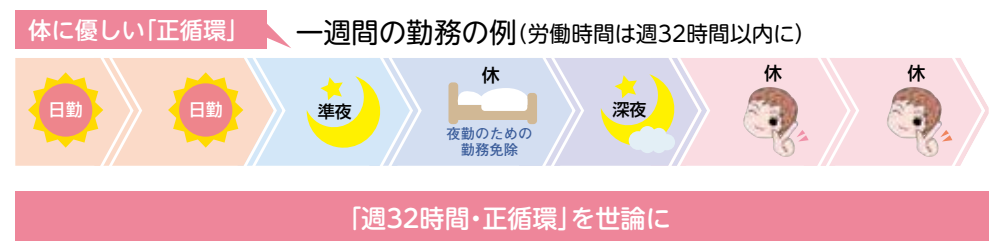
日本の16時間以上の夜勤は異常です。慢性的な人員不足から、夜勤回数は増え、現場では、長時間勤務や過酷な勤務が続いています。夜勤交替制労働、介護施設での1人夜勤の改善を求める新署名では100万筆を目指します。看護・介護労働黒書を活用して現場の実態を訴え、「1日の労働時間は8時間」「勤務間隔12時間以上」「週32時間以内」の実現と、大幅増員を求めます。

看護師に危険な行為をさせる「特定行為」は引き続き反対します

厚生労働省の、研修制度説明のリーフは、「団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるための制度」、「10万人の特定行為を実施する看護師の育成を目指し、うち8割は訪問看護師」とのべています。2018年には見直しが予定されていますが、行為の拡大も懸念されます。私たちは、引き続き特定行為の実施と拡大に反対します。①看護師による特定行為実施が国の強制でないこと、②指定研修を受けていない看護師には絶対に実施させないこと、③指定研修の受講を看護師に強制したり、拒否した場合の不利益扱いを行わないことなどを周知徹底し、施設に認めさせましょう。

夜勤は負担の少ない「正循環」に

日本の法定労働時間は週40時間ですが、心身負担の少ない「正循環」勤務を組むには、週32時間労働への短縮が必要です。政府は労働法制の改悪を狙っていますが、他産業の仲間とも協力し、署名・宣伝行動など職場や地域からの改善の取り組みを強めます。



賃上げ・労働条件改善を要求しよう ストライキを配置した団体交渉で



すべての組合で、春闘の行動計画を準備しよう

- ①春闘要求の職場討議や学習会、対話行動にしっかり取り組もう
- ②2月末までに、必ず要求書を提出しよう
- ③医労連の統一要請書を提出し、回答日前の要請行動に取り組もう
- ④ストライキを配置しよう
- ⑤回答指定日の団体交渉は、最大限の参加で取り組もう
- ⑥回答日翌日の統一行動日は、ストを含む統一行動に立ち上がろう
- ⑦ベースアップは、当然！回答指定日には、有額回答を引き出そう
- ⑧不払い残業をなくし、長時間夜勤改善等の回答を引き出そう
- ⑨回答日にゼロ回答など誠意のない回答には、ストライキを含む行動に決起しよう

三大課題(賃上げ、労働法制改悪阻止、戦争法廃止・憲法擁護)を掲げて国民共同のたたかいを

春闘要求は、要求アンケートに基づく職場討議を積み重ね、みんなが納得して団結できる要求にねりあげます。

すべての組合が、春闘要求書を提出し、回答日翌日にはストライキを設定し、要求に対する誠実な回答を使用者に求めます。同時に、「日本医労連統一要請書」を提出し、使用者に対する要請行動を実施します。

全労連や地域労連に結集し、職場で、地域で、目に見える行動をおこします。統一行動日には、街頭宣伝や地域訪問行動などを計画し、17春闘で全労連・春闘共闘が掲げる三大課題（賃上げ、労働法制改悪阻止、戦争法廃止・憲法擁護）などの国民要求とあわせた運動を展開します。

回答指定日と翌日の統一行動日を、全産業の労働者と連帯した行動として位置づけ、取り組みます。統一要求を実現させるために、すべての組合が、全国の仲間のたたかいに固く団結して、たたかいます。

スト配置チェックリスト ☒

- ☐ストについての執行部意思統一
- ☐ストについての職場学習・宣伝
- ☐ストライキ権投票の実施
- ☐労働委員会などへの通知
- ☐地域・患者むけ宣伝
- ☐実施体制の確認

いつでもストを実施できる
準備をすすめよう

春闘行動チェックリスト ☒

- ☐要求アンケート・職場討議
- ☐要求書・医労連統一要請書提出
- ☐地域宣伝・地域訪問
- ☐使用者への要請行動
- ☐団交・統一行動の実施準備
- ☐ストライキ配置

しっかり要求、しつこく行動



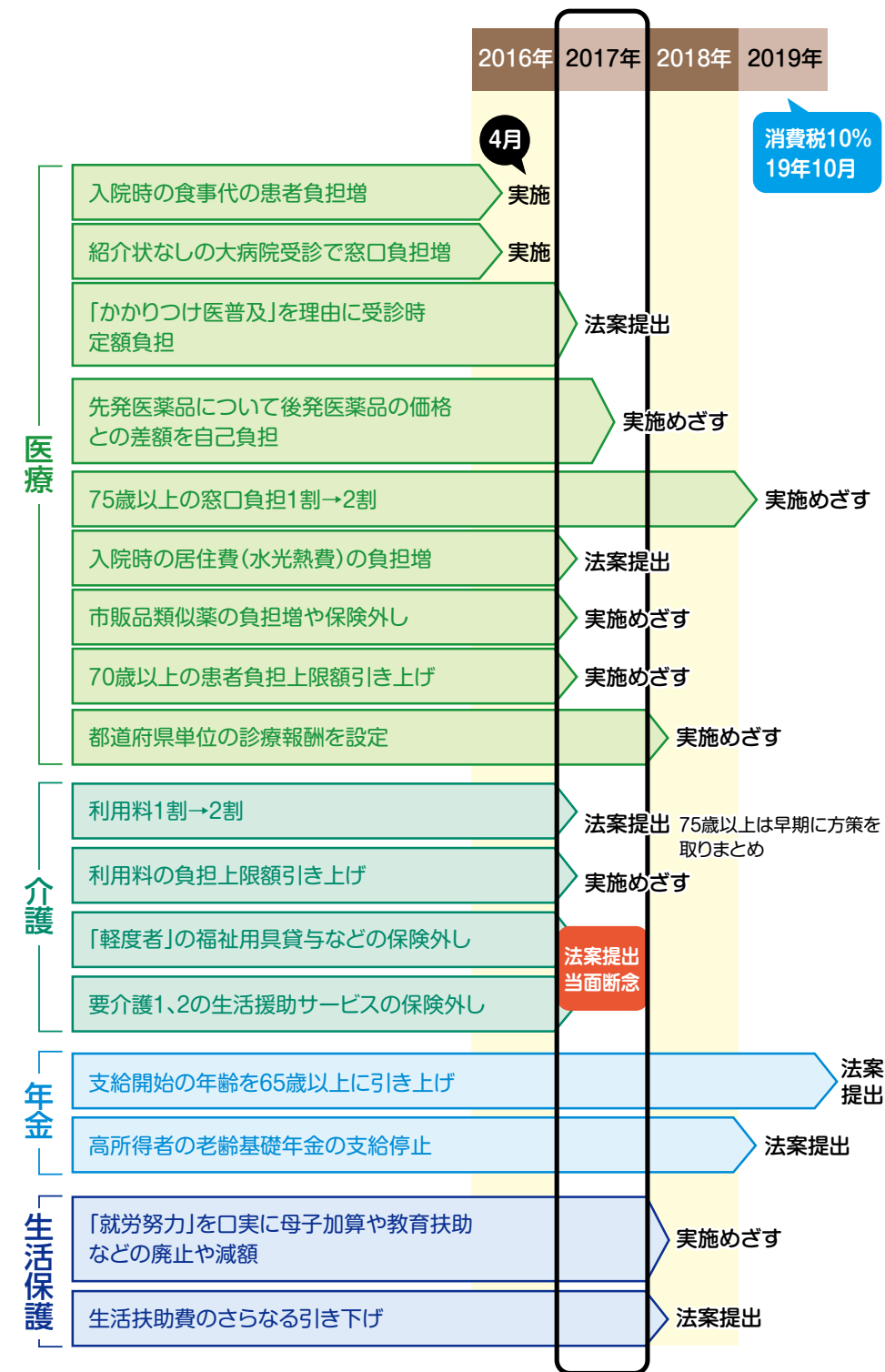
あらゆる世代に負担増・給付抑制!!

今度こそ社会保障の大改悪を止めよう



ストップ患者・利用者の負担増！2017年が焦点

安倍政権は、医療や介護、社会保障全体を効率化し、あらゆる世代の患者や利用者の自己負担を増やそうとしています。権利としての社会保障を否定するものであり、絶対に許せません。

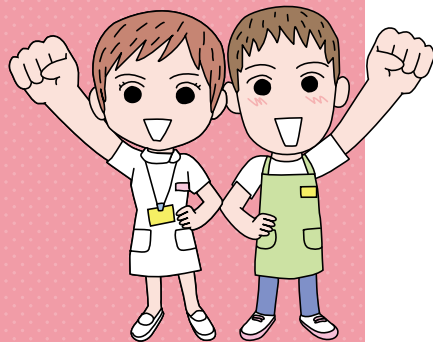


出典／保団連医療運動学習討議資料(2016)

2018年4月には、診療報酬・介護報酬の同時改定だけでなく、医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業計画、国保の都道府県による財政運営など、重要な計画がスタートします。よって、2017年春闘からの社会保障運動がとりわけ重要となります。県・地域社保協、医療関係団体、患者・住民との共同の取り組みをさらに前進させましょう。



安倍政権の「戦争する国づくり」と憲法改悪を阻止しよう 戦争法廃止！輝かそう日本国憲法！



「戦争に協力しない」労使共同宣言、 労使協定をすべての単組・支部で結ぼう

安倍内閣は、2015年9月の「戦争法」(＝平和安全保障関連法)強行で、戦争協力への道を広げ、南スーダンにPKOとして派遣中の自衛隊に、「かけつけ警護」の新任務を付与しました。南スーダンでは停戦合意が総崩れとなっており、戦闘地域に赴くこととなる自衛隊にいつ死傷者が出てもおかしくない危険な状況です。自衛隊員のいのちの危険と共に、医療従事者の戦地への動員(徴用)が現実になろうとしています。

医療機関は公的産業であるため、国や自治体から協力要請を受けた場合に理由も示さずに断ることは困難です。よって労使協定で「戦地への派遣協力要請があった場合には、労使で話し合って判断する」ことが協定されていれば、労使自治の問題に行政は口をはさむことはできなくなります。同様に、労使協定ができていれば「戦争協力しない」意思表示を個人レベルでなく、労働組合として集団的に示すことで、有事の際に業務命令や懲戒処分をちらつかせて戦争協力を労働者に強要することを事前に防ぐ、具体的な力となります。

私たちは、日本を戦争する国に引き込む「戦争法」に断固反対し、廃止を求める取り組みに積極的に参加するとともに、医療労働者を戦地に送らないために、「戦争に協力しない」労使共同宣言や労使協定の締結を広げます。

私たち、医療・介護・福祉に働くものは
いのちと人権を奪う戦争に協力しません

私たち、医療・介護・福祉労働者は、国民の「いのち」と「健康」を守るために、日夜働いています。いのちを守る私たちの仕事と、いのちを奪い、奪われる戦争は、決して相容れることはありません。国が戦争に向かうとき、医療・社会保障がないがしろにされます。私たちは、国民の「いのち」と「人権」を守るため、戦争に協力しないことを宣言します。

年 月 日

病院長名 ○○ ○○

執行委員長名 ○○ ○○

憲法破壊の自民党改憲案の危険性を知り、 平和憲法を守ろう

安倍首相は、自民党改憲案をベースとした憲法改正に執念を見せますが、自民党改憲案は、「憲法」の定義とは相いれない内容で、現憲法を破壊する中身です。本来憲法とは、国民の人権を守るために、時の為政者や多数派の横暴にブレーキをかけ、基本的人権を侵害するような法律や処分などを無効にするものですが、自民党改憲案は、「国家のために国民の権利を制限し一方的に義務を課すためのもの」になっています。

日本医労連「憲法・平和ハンドブック」なども活用し、職場単位での憲法学習会を大いにすすめましょう。戦争法の強行や憲法改悪に突き進む安倍政権に対し、それに反対する市民と野党共闘の運動が広がり、自民・公明与党の暴走をストップさせる力が大きくなっています。国民のいのちと健康を守る私たちが、憲法を守り、国民の暮らしに活かすため、運動の先頭に立って奮闘しましょう。

